

第3回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成25年6月12日提出

件数 27件

【内訳】議案 21件（条例関係 7件、予算関係 7件（うち補正予算6件、専決処分の報告・承認1件）、その他 7件）
報告 6件（継続費の通次繰越 1件、予算繰越 5件）

議案の要旨

条例関係

議案第69号	南相馬市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について
--------	------------------------------------

【趣旨】

国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえ、職員の退職手当の支給水準を引き下げるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の理由

退職給付の官民均衡を図るため、国においては平成24年11月16日に退職手当法上設けられている調整率を改正し、また、福島県においても国と同じ支給水準とする改正が平成25年4月1日に行われている。

本市の職員給与については、これまで国、県に準じて改正を行ってきた経過を踏まえ、退職手当の支給水準を見直すため、関係条例を改正する。

2 改正の内容

(1) 調整率の引き下げ（職員の退職手当に関する条例：附則第4項関係）

職員の退職手当に関する条例の基本額の規定により計算した額に乗じる調整率を「104/100」から「87/100」に段階的に引き下げる。

期 間		調整率	参考(最高支給率)
【現行】 ~平成25年6月30日		104/100	59.28
経過措置	平成25年7月1日~平成26年3月31日	98/100	55.86
	平成26年4月1日~平成27年3月31日	92/100	52.44
【最終】平成27年4月1日以降		87/100	49.59

* 最高支給率は、支給率（勤続20年以上：57）に調整率を掛けたもの

退職手当 = [(退職日の給料月額 × 退職理由、勤続年数別支給率) × 調整率] + 調整額

- (2) 調整率の適用対象の変更（職員の退職手当に関する条例：附則第5項関係）
調整率の適用対象を、退職理由及び勤続年数に関わらず、全ての退職者に適用する。

現行の適用対象：勤続20年以上で定年又は勧奨退職者（自己都合退職除く）。

- (3) 保障額の引き下げ（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例：附則第2条）

平成20年の改正規定より、平成20年4月1日以降に退職するものについては、平成20年3月31日に仮に同じ理由で退職したものとした場合の退職手当額が改正後の退職手当額より多いときは、その額を保障しているが、この保障額についても調整率引き下げ同様、段階的に引き下げる。

- (4) 施行日

平成25年7月1日

議案第70号 南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布され、その一部が平成26年1月1日から施行されることに伴い、関係条例の必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 市税条例等の一部改正の概要

- (1) 寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正（第34条の7第2項、附則第7条の4）

都道府県又は市町村に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特別控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、復興特別所得税率（所得税の2.1%）を乗じて得た率を加算して算定することから関係条文を改める。

- (2) 延滞金の割合等の見直しに伴う改正

改正条例：市税条例（附則第3条の2、附則第4条）

諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（附則第4項）

後期高齢者医療に関する条例（附則第3条）

現下の低金利の状況に合わせ、延滞金の利率の特例の見直しが行われることから改正する。

区 分	現 行		区 分	改正後		
	本則	特例 ¹		本則	特例 ¹	
延滞金	年 14.6%		延滞金	年 14.6%	特例基準割合 ² +年 7.3%	年 9.3% ³
納期限後 1か月以内	年 7.3%	年 4.3%	納期限後 1か月以内	年 7.3%	特例基準割合 ² +年 1.0%	年 3.0% ³

- 1 利率は、当分の間、特例を適用するものとされている。現行の特例は基準割引+年 4.0%
- 2 財務大臣が告示する割合（国内銀行の貸出約定平均金利の年平均）に年 1.0%を加算した割合。直近では貸出約定平均金利の年平均（H23.10～H24.9）が年 1.0%のため、特例基準割合は年 2.0%となる。
- 3 特例基準割合を年 2.0%とした場合の延滞金の利率

(3) 公益法人等に係る市民税の課税の特例の改正（附則第 4 条の 2）

公益的事業に活用されることを目的に公益法人等に財産を寄附した場合、国等に対する財産の寄附と同様に譲渡所得税等の非課税の特例を適用する。

当該寄附財産が公益的事業に活用されなくなった事実が判明した際は、これら非課税の承認を取り消し譲渡所得等に対する所得割を課す。

以上の特例が適用される公益的法人等に、幼保連携型認定こども園を設置する公益法人等が追加されたこと（租税特別措置法の改正、第 40 条第 10 項）による条文整理。

(4) 住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等（附則第 7 条の 3 の 2、附則第 23 条）

住宅取得については取引価格が高額であるため、平成 26 年 4 月に予定される消費税率引上げに伴う駆け込み需要等による影響が懸念されることから、一時の税負担の増加による影響を平準化かつ緩和するため、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長、控除限度額の拡大等を行うことから関係する条文を改正する。

	現 行	改 正 後	
居住年月日	～平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日 ～3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 12 月 31 日
個人住民税 控除限度額	所得税の課税総所得金額 等の 5%(最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得 金額等の 5% (最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得金 額等の <u>7%</u> (最高 13.65 万円)

- (5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例（附則第17条の2第3項）

租税特別措置法第37条の9の2及び第37条の9の3が適用期限の到来等により削除されたことに伴い、地方税法第34条の2第3項において引用条項が修正されたため改正する。

- (6) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例（附則第22条）

東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合の当該家屋の敷地の譲渡に係る特例について、居住することができなくなった者の相続人が譲渡した場合であっても、譲渡所得の特例の適用を受けられるようになったことから改正する。

2 施行日

平成26年1月1日

住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等に係る改正は平成27年1月1日

議案第71号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布され、その一部が平成26年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

- 1 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長等の特例（附則第21項）

東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合の当該家屋の敷地の譲渡に係る特例について、居住することができなくなった者の相続人が譲渡した場合であっても、譲渡所得の特例の適用を受けられるようになったことから改正する。

2 施行日

平成26年1月1日

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災による被災者に対する平成25年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 国民健康保険税の減免（第3条関係）及び介護保険料の減免（第4条関係）

対 象 者	減免適用年・月	
	改正後	現行
主たる生計維持者の死亡等	平成26年3月 まで	平成25年3月 まで
主たる生計維持者の行方不明		
主たる生計維持者の居住する住宅の全半壊等		
主たる生計維持者の収入減		

2 施行日
公布の日

議案第73号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

平成25年度の介護保険料引上げに伴う負担軽減を図る等のため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 平成25年度の第1号被保険者の介護保険料の額（附則第6項、第8項関係）
保険料の新旧対照表

区 分		改正前の 介護保険料	経過措置 後の額	今回減額
第1 段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	28,300円	18,600円	9,700円
第2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	28,300円	18,600円	9,700円

区 分		改正前の 介護保険料	経過措置 後の額	今回減額
第3 段階	世帯全員が市民税非課税であって、 第2段階以外の人			
	本人の合計所得金額+課税年金 収入額が120万円以下の人	35,700円	23,400円	12,300円
	上記以外の人	42,500円	27,900円	14,600円
第4 段階	本人が市民税非課税の人 (世帯内に市民税課税者がいる場合)			
	本人の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円以下の人	47,000円	30,800円	16,200円
	上記以外の人	56,600円	37,200円	19,400円
第5 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 125万円以下の人	61,200円	40,100円	21,100円
第6 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 190万円未満の人	70,800円	46,500円	24,300円
第7 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 190万円以上の人	84,900円	55,800円	29,100円
第8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 500万円以上の人	99,100円	65,100円	34,000円

2 経過措置の対象者

改正前の条例の適用を受ける市民

3 その他の改正

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合等の特例について改正（附則第9項関係）

4 施行日

公布の日（延滞金の割合等の特例の改正は平成26年1月1日施行）

議案第74号	南相馬市小学校及び中学校条例及び南相馬市幼稚園条例の一部を改正する条例制定について
---------------	--

【趣旨】

真野小学校を廃止し、鹿島小学校に統合するとともに、真野幼稚園を廃止するため、関係条例の必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 関係条例の改正

南相馬市小学校及び中学校条例の一部改正（別表関係）

別表にある真野小学校の名称及び位置を削る。

南相馬市幼稚園条例の一部改正（別表関係）

別表にある真野幼稚園の名称及び位置を削る。

2 施行日

平成26年4月1日

議案第75号	南相馬市子どもの利用に係るスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例制定について
---------------	---

【趣旨】

原子力災害により子どもたちが十分に運動する機会が減少していることから、子どもたちがスポーツ施設を利用する場合の使用料又は利用料金を免除し、子どもたちの利用の増進と運動不足の解消を図るため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 対象者

市内の小学校、中学校及び高等学校に通学する児童及び生徒

市内に住所を有する者（平成23年3月11日において市内に住所を有していた者も含む。）で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの

東日本大震災及び原子力発電所の事故により市内に居住する者で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの

2 対象施設

29施設

3 免除期間

平成25年7月1日から平成28年3月31日まで

4 施行日

平成25年7月1日

補正予算関係

議案第76号 平成25年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第77号 平成25年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第78号 平成25年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第79号 平成25年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第80号 平成25年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第81号 平成25年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

議案第82号 専決処分の報告及びその承認について

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第7号 平成25年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について 平成25年5月31日専決】

1 専決の理由

平成24年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計において、歳出に対して歳入が不足することから、その不足額を繰上充用するため、平成25年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算を平成25年5月31日付けで専決処分したものの。

2 繰上充用が必要となった理由

平成24年度において、下太田工業用地の売払いに係る土地売買契約に基づく工場用地売払収入が出納閉鎖日（5月31日）までに、収入されないため。

3 繰上充用額

332,909千円

その他

議案第83号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成24年第7回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	農用地等災害復旧事業（前向地区）工事
施工場所	南相馬市原町区泉字前向地内外
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場建設株式会社
変更内容	変更前契約金額 372,750,000円
	変更後契約金額 321,156,150円
	変更による減額 51,593,850円

議案第84号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	下太田工業用地造成工事
施工場所	南相馬市原町区下太田字川内迫地内
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
契約の金額	221,550,000円
契約の方法	制限付き一般競争入札

議案第 8 5 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	鹿島区西町災害公営住宅建設建築主体工事
施工場所	南相馬市鹿島区西町一丁目地内
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目 1 番地 関場建設株式会社
契約の金額	6 2 1 , 6 0 0 , 0 0 0 円
契約の方法	制限付き一般競争入札

議案第 8 6 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	大町（東地区）災害公営住宅建設建築主体工事
施工場所	南相馬市原町区大町二丁目地内
契約の相手方	南相馬市原町区大町三丁目 3 0 番地 石川建設工業株式会社
契約の金額	1 , 2 9 6 , 7 5 0 , 0 0 0 円
契約の方法	制限付き一般競争入札

議案第 8 7 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	大町（東地区）災害公営住宅建設電気設備工事
施工場所	南相馬市原町区大町二丁目地内
契約の相手方	南相馬市原町区牛来字石橋 9 2 番地の 5 株式会社ユアテック 相双営業所
契約の金額	2 0 3 , 7 0 0 , 0 0 0 円
契約の方法	制限付き一般競争入札

議案第 8 8 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	大町（東地区）災害公営住宅建設機械設備工事
施工場所	南相馬市原町区大町二丁目地内
契約の相手方	南相馬市原町区金沢字堤上 1 3 8 番地の 1 伊藤冷機工業株式会社
契約の金額	1 7 2 , 7 2 5 , 0 0 0 円
契約の方法	制限付き一般競争入札

議案第 8 9 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	大町（西地区）災害公営住宅建設建築主体工事
施工場所	南相馬市原町区大町二丁目地内
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
契約の金額	679,350,000円
契約の方法	制限付き一般競争入札

報告

報告第2号 平成24年度南相馬市一般会計継続費の通次繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成24年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、平成25年度へ通次繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

継続費事業 防災集団移転促進事業ほか（全6事業）

通次繰越額 1,009,493,994円

報告第3号 平成24年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成24年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成25年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 上真野小学校校舎耐震改修事業ほか（全38事業）

繰越額 7,913,049,614円

報告第4号 平成24年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成24年度南相馬市一般会計予算のうちから、平成25年度へ事故繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 中学校空調機器等整備事業ほか （全5事業）

繰越額 1,245,827,743円

報告第5号 平成24年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成24年度南相馬市水道事業会計予算のうちから、平成25年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 配水設備事業ほか （全2事業）

繰越額 204,261,000円

報告第6号 平成24年度南相馬市工業用水道事業会計予算繰越しの報告について

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成24年度南相馬市工業用水道事業会計予算のうちから、平成25年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 配水設備事業

繰越額 9,765,000円

報告第7号 平成24年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成24年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、平成25年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 管渠整備事業ほか （全2事業）

繰越額 1,369,669,000円